

後期高齢者医療保険料納付のご案内

保険料の納付

後期高齢者医療の保険料の納付は、原則として年金天引き(特別徴収)ですが、年金の額などによっては、納付書や口座振替で納めていただきます。

また、年金天引きの対象となる人も、口座振替へ変更することができます。手続きの方法などについては、住民課医療年金係まで問い合わせください。

※年金天引きが中止されるまでに2か月ほどかかります。

※口座からの振替不能が一定期間続く場合は、年金天引きに変更させていただきます。

※年金天引きが中止されるまでに2か月ほどかかります。

※口座からの振替不能が一定期間続く場合は、年金天引きに変更させていただきます。

保険料の軽減

一定の基準以下の世帯所得の少ない人、長寿(後期高齢者)医療制度加入日の前日において被用者保険の被扶養者であった人については、保険料が軽減されます。

▼均等割の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(注1)の合計額
9割軽減	5093円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
7割軽減	1万5280円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	2万5467円	【33万円(基礎控除額)+24万5000円×被保険者(世帯主を除く)数】以下
2割軽減	4万748円	【33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数】以下

※平成20年度の7割軽減については、国の見直し方針に基づき、8.5割に拡大したものです。したがって、平成21年度は、仮に前年中の所得状況と変動がない場合であっても、9割軽減になる人と7割軽減になる人がいます。注1:軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」になるなどの例外があります。

▼所得割の軽減

公的年金収入額が211万円までの人など、平成20年中の総所得金額が91万円以下の人は、平成20年度と同様、所得割額が50%軽減されます。

▼長寿(後期高齢者)医療制度加入日の前日に、被用者保険の被扶養者であった人の保険料軽減

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険、国民健康保険組合は該当しません。

長寿(後期高齢者)医療制度加入日から2年間は「所得割」の負担はなく、平成21年度は「均等割(年額5万935円)」が9割軽減されます。

平成20年度は10月から保険料をお支払い(年額2540円)していただいたいましたが、平成21年度は4月からのお支払いとなるため、年額5090円のお支払額となります。

▼問合せ先

住民課
☎932・1151

後期高齢者健康診査を実施します

福岡県後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病を早期発見し、適切に医療につなげて重症化を予防することを目的として、後期高齢者健康診査を実施します。

被保険者全員および4月に75歳になる人には、4月20日から受診票を発送する予定です。健康診査の対象となる人は、受診票に同封する実施機関一覧表の中から受けたい医療機関などを選んで受診してください。

5月以降に75歳になる人には、誕生月の10日前後に受診票を発送しますので、誕生日以降に受診してください。

▼健診の対象者 福岡県後期高齢者医療の被保険者で、次の項目に該当しない人を対象とします。

①現在、生活習慣病の治療中で、医学的管理の一環として主治医から必要な検査や投薬を受けている人

②施設に入所または入居している人(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設および特定施設の指定を受けた有料・軽費老人ホームなど)

③病院などに6月以上継続して入院している人

④同一年度内に、既に特定健診や職場の定期健康診断を受けた人

▼受診できる場所 受診票に同封する実施機関一覧表の中から受けたい医療機関などを選び、電話で予約をして受診してください。

▼受診する時に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証・受診票・自己負担金(1人500円)

▼受診期間 4月20日～平成22年3月31日

▼健診内容 問診・診察・身体計測(身長・体重・BMI)・血圧測定・血液検査(中性脂肪・コレステロール・肝機能・空腹時血糖)・尿検査

※本年度中に75歳になる人で、誕生日の前に健康診査を受けたい人は、特定健康診査が受診できますので、現在加入している健康保険被保険者(国民健康保険および被用者保険など)へ問い合わせください。

▼問合せ先 福岡県後期高齢者医療広域連合
☎651・3111

妊婦一般健康診査 補助回数が14回に変わります

近年、さまざまなストレスを抱える妊婦さんが増えています。また、経済面や就業などの理由で、妊婦健診を受診しないで出産を迎える妊婦さん(かけこみ分娩)の増加も大きな問題となっています。妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療を受けるためには、定期的な受診が重要です。

このため、平成21年度からは別表に基づき、妊婦一般健康診査補助回数を5回から14回に増やすこととなりました。

母子ともに、安全で健やかな妊娠出産を迎えるため、必ず妊婦健康診査を定期的に受診しましょう。

妊婦健康診査補助券

母子健康手帳と併せてご使用ください。この料子は、須磨町に居住する方のみが使用できます。

「妊婦さん・赤ちゃん・子ども」専用電話番号

妊婦や育児についての悩みや不安は電話で相談/ (082) 642-0110

受付時間 毎日9:00-17:30 (ただし、年末年始は休み)

市町村でも相談に応じています。 (932-1151)

●標準的な受診の「週数」と「項目」の考え方

週数	妊娠初期							妊娠中期										妊娠末期						出産										
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
回数		①				②				③				④				⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	
項目		基本血液抗体感染症				基本				基本				基本				基本		基本貧血 血糖 超音波		基本超音波		基本貧血		基本		基本	基本	基本	基本	基本		

- 方法:医療機関が発行する「妊娠届出書」と印鑑を持参してください。母子健康手帳と同時に発行します。
- 場所:健康福祉課
- 時間:8:30~17:15

平成21年4月1日以前に 母子健康手帳を 受領された人へ

「妊婦一般健康診査補助券(緑色の別冊)5回分」をすでに受領されている妊婦さんには、交付枚数を調整して再発行します。次の方法で交換をお願いします。

※平成21年4月以降に、他市町村から転入された人も対象になります。

▼場所 健康福祉課

▼期間 4月1日(水)~30日(木)(土・日、祝日を除く)

▼時間 8時30分~17時15分

▼申込み方法 緑の別冊と印鑑を持参してください(代理の場合は委任状が必要です)。

▼問合せ先 健康福祉課
☎932・1151

保健事業年間予定表は 届きましたか?

平成21年度の乳幼児健診、予防接種、住民検診などを一覧表にした予定表を、先月(3月)18日から各家庭(世帯主宛)に配布しました。

これは、年間の保健事業の予定表となりますので、大事に保管してご利用ください。また、まだ届いていない場合は、健康福祉課までご連絡ください。